

令和 6 年 4 月 17 日

佐渡市議会議長 近藤 和義 様

議会基本条例検討特別委員長 後藤勇典

議会基本条例検討特別委員会最終報告書

本委員会に付託された事件について、会議規則第 109 条の規定により、次のとおり最終報告する。

記

1 活動の概要

本委員会は、令和 4 年 4 月に議会基本条例の制定を所期の目的として発足し、別紙のとおり鋭意活動を行い、その果実である当該条例案を令和 5 年第 5 回（12 月）佐渡市議会定例会において発議した結果、同案は全会一致で可決されることとなった。

当該条例の施行日は本年 4 月 1 日であるが、佐渡市議会を新たなステージへ引き上げるものとして、当該運用開始が待たれるところである。

2 意見

(1) 佐渡市議会基本条例に関する専門的委員会の設置について

本条例の精神である「不断の議会改革」のためには、本条例の施行後、当該運用状況を踏まえた検証等が必要不可欠である。

よって、次期議会において何らかの委員会を設置し、これに専門的に取組まれるよう、強く望むものである。

(2) 議会報告会及び市民意見交換会の開催方法について

本条例第 9 条において、議会報告会及び市民意見交換会を開催できるものとして規定したが、その具体的な進め方について、当委員会は意見一致できなかった。

議会報告会等は、本条例第 3 条第 2 号に定める議会の活動原則のひとつに基づく重要な事業である。次期議会において、可及的速やかに協議・決定されるよう、強く望むものである。

(3) 委員長報告の標準化について

当委員会の中間報告で述べたとおり、諸般の検討の過程において、佐渡市議会の委員会審査報告書及び委員長報告は他市の事例に鑑みて特異な形態であることを確認した。

本来、前者は委員会が議決結果を議長へ報告する文書を指し、後者は委員会の経過等を本会議で報告することを指すものであるが、佐渡市議会においては両者を同一化しているほか、表決に意見を付すなど、会議規則上のあり様と乖離している点が多い。

協議の結果、これを標準化すべきものと思料し、議会事務局の協力により数度にわたり試作と議論を重ねたが、議会全体の合意形成を図る状況にまで至らなかった。

本件についても、改選後、可及的速やかに協議・決定されるよう、強く望むものである。